

福岡市城南区選挙管理委員会  
令和8年2月5日(木)  
午後6時00分から

## 1 議 題

- (1) 衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人の決定について (議案第23号)
- (2) 衆議院比例代表選出議員選挙における開票立会人の決定について (議案第24号)
- (3) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及びその職務代理者の変更について (議案第25号)
- (4) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票立会人の変更について (議案第26号)
- (5) 選挙人名簿の登録を行う日について (議案第27号)

## 2 その他

- (1) 次回以降の委員会日程について
  - 令和8年2月8日(日) 午前10時00分から
  - 令和8年3月2日(月) 午前10時00分から

本文中の略語表記について  
法…公職選挙法  
令…公職選挙法施行令

議題 (1)  
議案第 23 号

衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人の決定  
について

令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査につき、  
城南区第 1 開票区及び城南区第 2 開票区において候補者届出政党又は候補者から開票立会人とな  
るべき者として届出のあった者のうち、次の者を開票立会人に決定する。

令和 8 年 2 月 5 日

福岡市城南区選挙管理委員会  
委員長 古 賀 勉

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第 62 条第 2 項及び第 4 項並びに最高裁判所裁判官国民審査法第 19 条第 2 項  
の規定による。

---

○公職選挙法 (抜粋)  
(開票立会人)

第 62 条

2 届出のあった者が、10 人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、10 人を超えるときは届出のあった者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者 10 人をもつて開票立会人としなければならない。

4 届出のあった者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが 3 人以上あるときは、第 2 項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者 2 人以外の者は、開票立会人となることができない。

○最高裁判所裁判官国民審査法 (抜粋)  
(開票に関する事務の担任)

第 19 条

2 衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票立会人は、審査における開票立会人となるものとする。

議題 (2)  
議案第 24 号

衆議院比例代表選出議員選挙における開票立会人の決定について

令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、城南区第 1 開票区及び城南区第 2 開票区において衆議院名簿届出政党等から開票立会人となるべき者として届出のあった者のうち、次の者を開票立会人に決定する。

令和 8 年 2 月 5 日

福岡市城南区選挙管理委員会  
委員長 古 賀 勉

別紙のとおり

(根拠)

・議決 公職選挙法第 62 条第 2 項の規定による。

---

○公職選挙法 (抜粋)

(開票立会人)

第 62 条

2 ※議案第 23 号参照

議題 (3)  
議案第 25 号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及びその職務代理者の変更について

令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における城南区の投票区の投票管理者及びその職務代理者を次のように変更する。

令和 8 年 2 月 5 日

福岡市城南区選挙管理委員会  
委員長 古 賀 勉

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第37条第 2 項及び第 3 項及び同法施行令第24条第 1 項及び第 3 項及び最高裁判所裁判官国民審査法第12条第 1 項及び同法施行令第 4 条の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第25条の規定による。

---

○公職選挙法 (抜粋)

(投票管理者)

第 37 条

- 2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てる。
- 3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、小選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。

○公職選挙法施行令 (抜粋)

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第 24 条

- 1 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。
- 3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は小選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者に、市町村の選挙管理委員会の委員長は小選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

(投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

## 第 25 条

市町村の選挙管理委員会は、法第 37 条第 2 項又は前条第 1 項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名（二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき時間）を告示しなければならない。

## ○最高裁判所裁判官国民審査法（抜粋）

（投票に関する事務の担任）

### 第 12 条

1 衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票管理者は、審査における投票管理者となり、審査の投票に関する事務を担当する。

## ○最高裁判所裁判官国民審査法施行令（抜粋）

（投票管理者の職務代理者又は職務管掌者）

第 4 条 衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票管理者の職務を代理すべき者又は管掌すべき者は、審査における投票管理者の職務を代理すべき者又は管掌すべき者となるものとする。

議題(4)  
議案第26号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票立会人の変更について

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における城南区の投票区の投票立会人を次のように変更する。

令和8年2月5日

福岡市城南区選挙管理委員会  
委員長 古賀 勉

別紙のとおり

(根拠)

・議決 公職選挙法第38条第1項の規定による。

---

○公職選挙法(抜粋)

(投票立会人)

第38条

1 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、2人以上5人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前3日までに、本人に通知しなければならない。

議題 (5)  
議案第 27 号

選挙人名簿の登録を行う日について

令和 8 年 3 月 1 日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者の選挙人名簿の登録を行う日を次のように定め、告示する。

令和 8 年 2 月 5 日

福岡市城南区選挙管理委員会  
委員長 古 賀 勉

登録を行う日  
令和 8 年 3 月 2 日

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第 22 条第 1 項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第 14 条第 1 項の規定による。

---

○公職選挙法 (抜粋)

(登録)

第 22 条 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月<sup><※1></sup>の 1 日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日 (同日が地方自治法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日 (以下この項 (略) において「地方公共団体の休日」という。) に当たる場合 (当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の 1 日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。) には、登録月の 1 日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。) に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

<※1>法第 19 条第 2 項 (要旨)

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調製及び保管の任に当たるものとし、毎年 3 月、6 月、9 月、12 月 ((略) 「登録月」という。) 並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

○公職選挙法施行令 (抜粋)

(登録日等の告示)

第 14 条 市町村の選挙管理委員会は、法第 22 条第 1 項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により登録月の一日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日に定

めた場合又は同項ただし書の規定により同項に規定する通常の登録日後に変更した場合には、直ちに当該登録を行う日を告示しなければならない。